

第5期愛知県高齢者保健福祉計画の策定について

1 目的（計画の性格）

県や市町村における総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るための、総合的かつ具体的な指針となるもの。

2 根拠

(1) 老人福祉法第20条の9第1項及び介護保険法第118条第1項

(2) 介護保険法第118条第4項

「都道府県介護保険事業支援計画は、都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。」

(注) 第3期計画までは、介護保険事業支援計画、老人福祉計画及び老人保健計画と一体のものとして作成。（老人保健法：平成20年3月31日で廃止）

3 経緯等

(1) 第1期計画（策定：平成12年3月、期間：平成12～16年度）

介護保険制度の導入（平成12年度）に併せて策定。また、老人保健計画及び老人福祉計画と一体として策定。

(2) 第2期計画（策定：平成15年3月、期間：平成15～19年度）

計画策定後3年ごとに見直すこととしている介護保険法等の規定により策定。

(3) 第3期計画（策定：平成18年3月、期間：平成18～20年度）

法改正により、計画期間が3年となる。

(4) 第4期計画（策定：平成21年3月、期間：平成21～23年度）

第3期計画において設定した平成26年度の目標に至る中間段階として作成。

4 計画期間

平成24年度から26年度までの3年間

5 第4期計画の主な内容

(1) 介護保険事業支援計画

① 圏域ごとの各年度における介護保険施設等の種類ごとの必要入所利用定員総数等及び介護給付等対象サービスの量の見込み

② 介護サービス情報の公表に関する事項

③ 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項

④ 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

(2) 老人福祉計画

① 圏域ごとにおける特別養護老人ホーム等の必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標

② 老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項

③ 老人福祉事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項

6 策定スケジュール

